

平成28年度第1回 自動車検査員教習修了試験  
( 問題用紙・解答選択用紙 )

【注意事項】

1. 配付されるものは、問題用紙・解答選択用紙、答案用紙の2種類で、問題用紙・解答選択用紙は両面印刷になっています。  
解答選択用紙は、問題用紙の最後に綴じてありますので、試験の際は、見易いように綴りから外してかまいません。
2. 答案用紙の所定の欄には、県名、受験番号、氏名及び生年月日を記入してください。答案用紙に氏名等の記入がないと、失格になる場合があります。
3. 答案用紙には、要求されている以外のものを記入すると減点されることがあります。
4. 試験が終了したときは、机の上に答案用紙を置き、問題用紙・解答選択用紙を持って退席してください。答案用紙を持って退室すると失格となります。
5. 問題用紙・解答選択用紙の余白は、計算のために使用してかまいません。
6. カンニング等の不正行為は絶対に行わないこと。不正行為が確認された場合は、失格となります。
7. 携帯電話等の電子通信機器の電源は切ってください。携帯電話等の電子通信機器を使用した場合は、不正行為と見なし失格となります。

---

※平成28年4月より自動車検査独立行政法人は独立行政法人自動車技術総合機構に移行していますが、使用教材等の関係から設問の表現については旧名称を用いています。



問題1 次の各々の文章は、道路運送車両法に規定されている事項に関して述べたものです。【 】の中にあてはまる条文の適切な数値又は字句を、解答選択用紙「問題1」の選択欄から1つ選び（2回以上の選択可）、答えを記号で答案用紙に記入しなさい。

1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに【 ① 】の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の【 ② 】の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。
2. この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び【 ③ 】をいう。
3. 何人も、国土交通大臣若しくは封印取付受託者が取付けをした封印又はこれらの者が封印の取付けをした自動車登録番号標は、これを取り外してはならない。ただし、【 ④ 】のため特に必要があるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。
4. 自動車は、国土交通大臣又は自動車登録番号標交付代行者から交付を受けた自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、【 ⑤ 】しないことその他当該自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により【 ⑥ 】しなければ、運行の用に供してはならない。
5. 地方運輸局長は、自動車（小型特殊自動車を除く。）が保安基準に適合しない状態にあり、かつ、その原因が自動車又はその部分の【 ⑦ 】、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為に起因するものと認められるときは、当該自動車の使用者に対し、保安基準に適合させるために必要な整備を行うべきことを命ずることができる。
6. 国土交通大臣は、新規検査を受けようとする者に対し、当該自動車に係る【 ⑧ 】及び整備に関する記録の提示を求めることができる。
7. 自動車は、【 ⑨ 】を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより検査標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない。
8. 自動車の使用者は、自動車検査証の記載事項について変更があったときは、その事由があった日から【 ⑩ 】日以内に、当該事項の変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けなければならない。
9. 登録を受けていない第4条に規定する自動車又は車両番号の指定を受けていない検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の【 ⑪ 】は、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行なう予備検査を受けることができる。

10. 自動車分解整備事業の認証は、対象とする自動車の種類を指定し、その他【 ⑫ 】の範囲を限定して行うことができる。
11. 自動車分解整備事業者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、その事由が生じた日から【 ⑬ 】日以内に、地方運輸局長に届け出なければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所
  - (2) 法人にあつては、その役員の氏名
  - (3) 事業場の所在地
  - (4) 事業場の設備のうち国土交通省令で定める特に重要なもの
12. 自動車分解整備事業者は、分解整備を行う場合においては、当該自動車の分解整備に係る部分が【 ⑭ 】に適合するようにしなければならない。
13. 何人も、行使の目的をもって、自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標、臨時検査合格標章、【 ⑮ 】若しくは保安基準適合標章を偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造に係るこれらの物を使用してはならない。

問題2 次の1から10について、道路運送車両法及び関係法令等に照らして、適切なものには○を、不適切なものには×を答案用紙に記入しなさい。

1. 平成25年に製作された総排気量が1.49リットルの内燃機関を原動機とする四輪自動車であつて、長さ4.29メートル、幅1.69メートル、高さ1.55メートルの自動車の種別は、普通自動車である。
2. 緩衝装置のリーフ・スプリングを取り外して行う整備又は改造は、分解整備に該当する。
3. 何人も、自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻を塗まつし、その他車台番号又は原動機の型式の識別を困難にするような行為をしてはならない。但し、回送運行のため特に必要な場合その他やむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。
4. 自動車分解整備事業者が記載する分解整備記録簿には、分解整備を完了した年月日を記載しなければならない。
5. 乗車定員2人+10/1.5人の専ら幼児の運送を目的とする自家用の小型自動車の継続検査時における自動車検査証の有効期間は、2年である。

6. 検査標章は、運転者室又は前面ガラスのない自動車にあつては、自動車の後面に取り付けられた自動車登録番号標又は車両番号標の右上部に見易いように貼り付けることによって表示するものとする。
7. 自動車検査証の有効期間の起算日は、当該自動車検査証を交付する日又は当該自動車検査証に有効期間を記入する日とする。ただし、自動車検査証の有効期間が満了する日の1月前（離島（橋又はトンネルによる本土（本州、北海道、四国、九州及び沖縄島をいう。）との間の交通又は移動が不可能な島をいう。）に使用の本拠の位置を有する自動車にあつては、2月前）から当該期間が満了する日までの間に継続検査を行い、当該自動車検査証に有効期間を記入する場合は、当該自動車検査証の有効期間が満了する日の翌日とする。
8. 自動車検査証の有効期間が満了する日が平成28年8月21日までの自家用の普通乗用自動車について、自動車の幅の変更のみに係る構造等変更検査を平成28年8月18日に受けた場合、交付される自動車検査証の有効期間が満了する日は平成30年8月17日である。
9. 自動車分解整備事業者は、他人に対して法若しくは法に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他人が違反行為をすることを助けないこと。
10. 自動車分解整備事業者は、運輸監理部長又は運輸支局長から整備主任者に対し研修を行う旨の通知を受けたときは、自動車分解整備事業者が必要に応じて整備主任者に当該研修を受けさせることができる。

問題3-1 次の表は、自動車の種別に対応した定期点検の点検時期を記載したものです。番号1から番号5について、適切なものには○を、不適切なものには×を答案用紙に記入しなさい。

番号	自動車の種別	点検時期
1	車両総重量8トン以上の貨物自動車運送事業用の普通自動車	3月ごと
2	車両総重量8トン以上の自家用大型特殊自動車	6月ごと
3	車両総重量8トン未満の特種用途の自家用小型自動車	1年ごと
4	乗車定員10人以下の乗用の普通自動車のレンタカー	6月ごと
5	貨物軽自動車運送事業用検査対象軽自動車	3月ごと

問題3-2 次の1から5について、「自動車点検基準」に照らして、適切なものには○を、不適切なものには×を答案用紙に記入しなさい。

1. 別表第1（事業用自動車、自家用貨物自動車等の日常点検基準）において、「タイヤ」の「溝の深さが十分であること。」の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。
2. 別表第3（事業用自動車等の定期点検基準）において、「車枠及び車体」の「緩み及び損傷」の点検は、3月ごとに行わなければならない。
3. 車両総重量2トン以下の自家用のボート・トレーラは、別表第4（被牽引自動車の定期点検基準）に基づき点検しなければならない。
4. 別表第5（自家用貨物自動車等の定期点検基準）において、制動装置「ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー」の「ドラムとライニングのすき間」の点検は、6月ごとに行わなければならない。
5. 別表第6（自家用乗用自動車等の定期点検基準）において、電気装置「点火装置」の「点火プラグの状態」の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。

問題4 次の各々の文章は、道路運送車両法（以下「法」という。）及び関係法令等に関して述べたものです。【 】の中にあてはまる適切な字句を、解答選択用紙「問題4」の選択欄から1つ選び（2回以上の選択可）、答えを記号で答案用紙に記入しなさい。

1. 地方運輸局長は、【 ① 】の申請により、自動車分解整備事業の認証を受けた事業場であって、自動車の整備について法第94条（優良自動車整備事業者の認定）第1項の国土交通省令で定める基準に適合する設備、技術及び【 ② 】を有するほか、国土交通省令で定める基準に適合する自動車の【 ③ 】の設備を有し、かつ、確実に法第94条の4第1項の自動車検査員を選任して法第94条の5第1項の自動車の点検及び整備について検査をさせると認められるものについて、指定自動車整備事業の指定をすることができる。
2. 法第94条の5（保安基準適合証等）第1項の場合においては、自動車検査員は、国土交通省令で定める基準により、当該自動車が保安基準に適合するかどうかを検査し、その結果これに適合すると認めるときでなければ、その証明をしてはならない。この場合において、自動車検査員が当該自動車について国土交通省令で定める技術上の基準により同項の【 ④ 】を行い、その結果保安基準に適合すると認めた部分は、国土交通省令で定めるところにより、検査において保安基準に適合するものとみなす。
3. 指定自動車整備事業者は、指定整備記録簿を備え、保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証を交付した自動車について、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - (1) 車名及び型式、車台番号、原動機の型式並びに登録自動車にあつては自動車登録番号、法第60条第1項後段の規定により車両番号の指定を受けた自動車にあつては車両番号
  - (2) 点検及び整備並びに検査の概要
  - (3) 検査の年月日
  - (4) 【 ⑤ 】の氏名
  - (5) 国土交通省令で定める保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証に関する事項
  - (6) 【 ⑥ 】の氏名又は名称及び住所
4. 自動車検査員その他法第94条の5第1項及び法第94条の5の2（限定保安基準適合証）第1項の証明その他の保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の業務に従事する【 ⑦ 】並びにその役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により【 ⑧ 】に従事する職員とみなす。
5. 保安基準適合標章は、自動車の運行中その前面に指定自動車整備事業規則第2号様式による【 ⑨ 】及び自動車登録番号又は車両番号が見易いように表示しなければならない。

6. 指定自動車整備事業者は、保安基準適合証及び保安基準適合標章の交付を請求しようとする者から、指定自動車整備事業者に対して、自動車損害賠償責任保険証明書の提示がないとき、又はその提示のあった自動車損害賠償責任保険証明書に記載された【 ⑩ 】が、その日から法第94条の5第8項の規定により保安基準適合証の提出があった場合において記入されるべき法第61条第1項に規定する自動車検査証の有効期間が満了する日までの期間の全部と【 ⑪ 】するものでないときは、法第94条の5第1項の規定にかかわらず、保安基準適合証及び保安基準適合標章を交付してはならない。
7. 法第94条の5第1項及び法第94条の5の2第1項の証明は、自動車検査員が保安基準適合証及び保安基準適合標章又は限定保安基準適合証に【 ⑫ 】し、及び押印することにより行う。
8. 次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて検査するものとする。この場合において、(1)、(2)、(10)及び(11)に掲げる事項については、当該器具を用いて検査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、(3)、(6)、(8)及び(9)に掲げる事項については、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ検査することができる。

(1)かじ取り車輪の整列状態	【 ⑬ 】
(2)制動装置の性能及び制動能力	ブレーキ・テスト
(3)自動車が発する騒音の大きさ	音量計
(4)自動車から排出される一酸化炭素の濃度	一酸化炭素測定器
(5)自動車から排出される炭化水素の濃度	炭化水素測定器
(6)自動車から排出される排出物の黒煙による汚染度	黒煙測定器
(7)自動車から排出される排出物の粒子状物質による汚染度	【 ⑭ 】
(8)前照灯の明るさ及び主光軸の向き	前照灯試験機
(9)警音器の音の大きさ	音量計
(10)速度計の指度の誤差	【 ⑮ 】
(11)速度表示灯の表示の誤差	速度計試験機



問題5 次の1から15について、道路運送車両法及び関係法令等に照らして、適切なものには○を、不適切なものには×を答案用紙に記入しなさい。

1. 指定自動車整備事業の指定を受けた「対象とする自動車の種類」が「普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、軽自動車」の事業場は、二輪の小型自動車の指定整備を行うことができない。
2. 指定自動車整備事業者は、自動車検査員を選任したときは、その日から15日以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
3. 地方運輸局長から指定自動車整備事業者に対し、自動車検査員の解任を命じられたことにより、自動車検査員の職を解任され、解任の日から2年を経過しない者は、自動車検査員となることができない。
4. 指定自動車整備事業者は、検査対象外軽自動車を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした場合には、使用者に保安基準適合証を交付することができる。
5. 最大積載量が2トンの小型貨物自動車の新規検査に際し、有効な保安基準適合証の提出があった場合には、当該自動車は、国土交通大臣に対する提示があり、かつ、保安基準に適合するものとみなす。
6. 有効な保安基準適合標章を自動車の前面に見易いように表示しているときは、当該自動車に、自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証明書を備え付けなくても、運行することができる。
7. 指定自動車整備事業者は、有効な限定自動車検査証の交付を受けている自動車に対し、限定保安基準適合証を交付する場合、限定保安基準適合標章を交付することができる。
8. 貨物自動車の指定整備記録簿の保存期間は、その記載の日から1年間である。
9. 平成28年8月1日に自動車検査員が完成検査を行い、同日、当該自動車が保安基準に適合する旨を証明し、翌日の平成28年8月2日に保安基準適合証を交付した場合、保安基準適合証の有効期間は、平成28年8月15日である。
10. 指定自動車整備事業者は、自動車検査用機械器具について、国土交通大臣の登録を受けた者が行った校正に関する記録を2年間保存しなければならない。

11. 道路運送車両法第94条の5の2（限定保安基準適合証）第3項の規定により準用される「当該整備に係る部分についての検査」とは、整備を行った部分に加え、当該整備を行ったことにより保安基準適合性に影響が生じる部分があった場合には、その部分について検査を行うことであり、例えば、緩衝装置の整備を行った場合には、当該部分に加え、前照灯の主光軸の検査を行う必要がある。
12. 主任技術者は、従業員に対する関係法令の教育に関する責務を負うものとする。
13. 自動車検査員は、当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事してはならないが、点検又は検査時に行うことが合理的である軽微な調整作業（前照灯の照射方向の調整、タイヤの空気圧の調整）を行うことは、差し支えない。
14. 自動車工が6人の指定自動車整備事業場においては、自動車整備士技能検定規則に基づく自動車整備士（自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士及び自動車車体整備士を除く。）の資格を有する者の数が2人以上でなければならない。
15. 保安基準適合証又は保安基準適合標章を書き損じた場合は、記載面を朱抹し、当該保安基準適合証及び保安基準適合標章を保安基準適合証綴から切り離すことなく保安基準適合証（控）とともに保存しておくこと。

問題6 次の1から10について、「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等に  
おける取扱いについて」（依命通達及び細部取扱い）に照らして、適切なもの  
には○を、不適切なものには×を答案用紙に記入しなさい。

1. 自動車部品を装着したことにより自動車の構造・装置が保安基準に適合していない  
場合にあつては、道路運送車両法第54条の2第1項に基づく整備命令の対象となら  
ない。
2. 「簡易な取付方法」とは、スパナ等の工具を用いて簡単に着脱できる取付方法をい  
う。
3. 「恒久的取付方法」とは、溶接又はリベットで装着される取付方法をいう。
4. 「指定外部品」とは、保安基準に適合しない自動車部品をいう。
5. ディーゼル微粒子除去装置（酸化触媒、DPF等）は、指定部品である。
6. 車体まわり関係の自動車部品を装着することにより、歩行者、自転車等乗員に接触  
するおそれのある車体外側表面部位は、外側に向けて先端が尖った又は鋭い部分があ  
つてはならない。

7. 小型貨物自動車の荷台に鉄板を溶接し補強した結果、当該自動車の車両重量が自動車検査証に記載されている値と比べると100kg重くなった。この場合、自動車の使用者は、自動車検査証の記載事項の変更について、国土交通大臣の行う自動車検査証の記入を受けなければならない。
8. 継続検査の依頼のあった普通乗用自動車を指定自動車整備事業者が確認したところ、ストラットが交換されていたため、自動車の高さが自動車検査証に記載されている値と比べると5cm低くなっていたが、ストラットは指定部品であることから、その状態で指定整備を行った。自動車検査員は、最低地上高等の保安基準に適合していることを完成検査により確認し、保安基準適合証に適合する旨の証明を行った。
9. 継続検査の依頼のあった小型貨物自動車を指定自動車整備事業者が確認したところ、車体前部の両側面に備えられたウインカー・ランプが交換されていたため、自動車の幅が自動車検査証に記載されている値と比べると4cm広くなっていた。自動車検査員は、自動車の幅が自動車検査証の記載事項に変更があったときに該当しないことと判断した。
10. 新規検査の依頼のあった軽乗用自動車を指定自動車整備事業者が確認したところ、車両の後部にラダーがボルト・ナットにより装着されており、自動車の長さが自動車検査証返納証明書に記載されている値と比べると3cm長くなっていた。自動車検査員は、指定部品が固定的取付方法により取り付けられていることから、自動車の長さが自動車検査証返納証明書に記載されている構造等に関する事項と同一であると判断し、保安基準適合証に適合する旨の証明を行った。

問題7 次の図及び表1〔諸元〕の小型貨物自動車について、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び自動車検査独立行政法人審査事務規程に基づき表2中の①～⑮に入る適切な数値を解答選択用紙「問題7」の選択欄から1つ選び（2回以上の選択可）、答えを記号で答案用紙に記入しなさい。

※1 計算結果は全て小数点以下を切り捨てること。

※2 ①～⑮は末尾を2捨3入又は7捨8入により0又は5に丸めること。

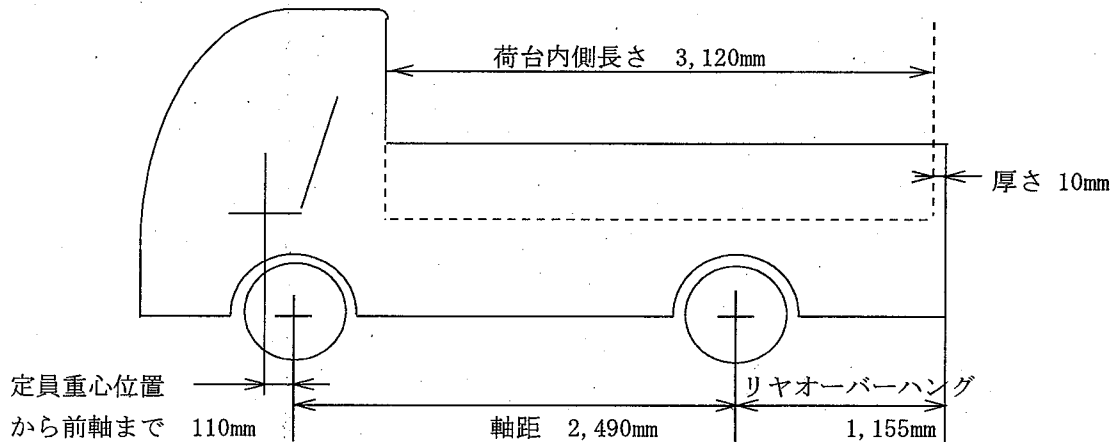


表1 〔諸元〕

種別・用途	普通・貨物	タイヤサイズ	195/70R15 106/104LT (全ての車輪)	
車体の形状	キャブオーバ	タイヤ負荷能力	前輪 (シングル)	950 kg
車両重量	前軸	(1本あたり)	後輪 (ダブル)	900 kg
	後軸		620 kg	
乗車定員	3 人	許容限度	前 軸	2,600 kg
最大積載量	1,500 kg		後 軸	2,650 kg
			車両総重量	4,000 kg
			最高速度	125 km/h

表2

	後軸オフセット	前 軸	後 軸	計
車両重量		1,340 kg	620 kg	【 ① 】 kg
乗車人員	【 ② 】 mm	【 ③ 】 kg	【 ④ 】 kg	【 ⑤ 】 kg
最大積載量	【 ⑥ 】 mm	【 ⑦ 】 kg	【 ⑧ 】 kg	1,500 kg
車両総重量		【 ⑨ 】 kg	【 ⑩ 】 kg	【 ⑪ 】 kg
積車時タイヤ負荷率		【 ⑫ 】 %	【 ⑬ 】 %	
この自動車の空車時及び積車時におけるかじ取車輪の接地部にかかる荷重の総和は、それぞれ車両重量の【 ⑭ 】%、車両総重量の【 ⑮ 】%である。				

問題8 表1 [諸元] の自動車について、ブレーキ・テスタを用いて制動力を計測したところ表2のとおりであった。この結果から、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び自動車検査独立行政法人審査事務規程に基づき表3中の①～⑩には適切な数値を、a～eには合否の判定結果を解答選択用紙「問題8」の選択欄から1つ選び（2回以上の選択可）、答えを記号で答案用紙に記入しなさい。

※1 ①、③については、小数点第3位以下の数を切り上げ、小数点第2位までとすること。また、⑤、⑦、⑨については、小数点第3位以下の数を切り捨て、小数点第2位までとすること。

※2 ブレーキ・テスタのローラは乾燥している状態であり、ローラ上では車輪のロックはしなかった。

表1 [諸元]

最高速度	140 Km/h	
車両重量	前軸	580 kg
	後軸	310 kg
乗車定員	4人	

表2

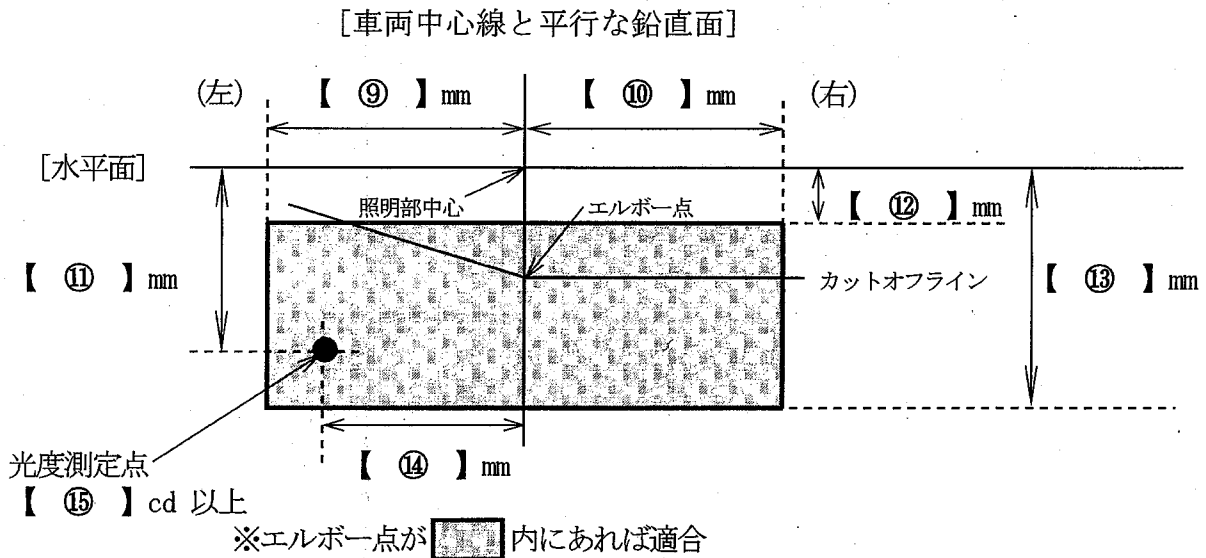
主制動力	前輪	右	2,002 N
		左	2,147 N
	後輪	右	553 N
		左	794 N
駐車ブレーキの制動力		右	459 N
		左	1,393 N

表3

		計算値	判定根拠数値	合否の判定
主制動力	左右の前車輪の制動力の差を検査時車両状態における前車軸の軸重で除した値	【 ① 】 N/kg	【 ② 】 N/kg	【 a 】
	左右の後車輪の制動力の差を検査時車両状態における後車軸の軸重で除した値	【 ③ 】 N/kg	【 ④ 】 N/kg	【 b 】
	後車軸にかかわる制動力の和を検査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値	【 ⑤ 】 N/kg	【 ⑥ 】 N/kg	【 c 】
	制動力の総和を検査時車両状態における自動車の重量で除した値	【 ⑦ 】 N/kg	【 ⑧ 】 N/kg	【 d 】
駐車ブレーキの制動力の総和を検査時車両状態における自動車の重量で除した値		【 ⑨ 】 N/kg	【 ⑩ 】 N/kg	【 e 】

問題9 次の各々の文章は、道路運送車両の保安基準、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び自動車検査独立行政法人審査事務規程に関して述べたものです。  
【 】の中にあてはまる適切な数値を、解答選択用紙「問題9」の選択欄から1つ選び（2回以上の選択可）、答えを記号で答案用紙に記入しなさい。

1. 自動車は、告示で定める方法により測定した場合において、長さ（セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）【 ① 】メートル（セミトレーラのうち告示で定めるものにあつては、13メートル）、幅2.5メートル、高さ3.8メートルを超えてはならない。
2. 平成23年3月に製作された小型乗用自動車は、自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方【 ② 】°及び後方【 ③ 】°に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分（タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等）が当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側方向に突出していないこと。
3. 平成13年9月に製作された車両総重量7t未満の普通貨物自動車（けん引自動車を除く）の後面に備える突入防止装置の長さは、これを備える自動車の幅の【 ④ 】%以上であり、かつ、空車状態において突入防止装置の下縁の高さが地上【 ⑤ 】mm以下、平面部と地上1,500mm以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が【 ⑥ 】mm以下となるように取り付けなければならない。
4. 平成21年5月に製作された最高速度140km/hの小型貨物自動車は、当該自動車の速度計が40km/hを指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が【 ⑦ 】km/h以上【 ⑧ 】km/h以下の範囲にあること。
5. 平成23年8月に製作された小型乗用自動車のカットオフを有するすれ違い用前照灯（照明部の中心の高さが0.6m）を、前照灯試験機（すれ違い用）を用いて計測する場合の前方10mの位置における計測値の判定基準



問題10 次の各々の文章は、道路運送車両の保安基準、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び自動車検査独立行政法人審査事務規程に関して述べたものです。

【   】の中にあてはまる適切な数値又は字句を、解答選択用紙「問題10」の選択欄から1つ選び（2回以上の選択可）、答えを記号で答案用紙に記入しなさい。

1. 平成24年10月に製作された内燃機関を原動機とする自動車が備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。
  - (1) 消音器の全部又は一部が取り外されていないこと。
  - (2) 消音器本体が【 ① 】されていないこと。
  - (3) 消音器の内部にある騒音低減機構が【 ② 】されていないこと。
  - (4) 消音器に破損又は腐食がないこと。
  - (5) 消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造（一酸化炭素等発散防止装置と構造上一体となっている消音器であって、当該一酸化炭素等発散防止装置の点検又は整備のために分解しなければならない構造のものを除く。）でないこと。
  
2. 平成25年2月に製作された内燃機関を原動機とする二輪自動車が備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、【 ③ 】騒音を有効に防止するものでなければならない。
  
3. 平成24年7月に製作された自動車（被けん引自動車を除く。）及び原動機付自転車の近接排気騒音の測定方法は、原動機を最高出力時の回転数の【 ④ 】%（小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）並びに原動機付自転車のうち原動機の最高出力時の回転数が毎分5000回転を超えるものにあっては【 ⑤ 】%）の回転数±3%の回転数に数秒間保持した後、急速に減速し、アイドルリングが安定するまでの間の自動車騒音の大きさの【 ⑥ 】を測定することにより行う。なお、原動機の回転数は、回転計（車載の回転計を除く。）により測定する。
  
4. 平成22年11月に製作された、乗車定員5名の普通乗用自動車（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動することがないものを除く。）で車両の後部に原動機を有するもの以外のものの近接排気騒音値は【 ⑦ 】dB（デシベル）を超えないものであること。
  
5. 軽油を燃料とする貨物自動車の黒煙汚染度を黒煙測定器で測定した値は、自動車検査証の型式欄に記載されている排出ガス識別記号が、「KC」（平成6年規制車）にあっては、【 ⑧ 】%、「KF」（平成9年規制車）にあっては【 ⑨ 】%を超えないものであること。
  
6. 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載された軽油を燃料とする排出ガス識別記号が「LKG」（平成21年規制車）の普通自動車は、光吸収係数が【 ⑩ 】 $m^{-1}$ を超えないものであること。

7. 平成25年10月に製作されたガソリンを燃料とする自動車は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値〔暖機状態の自動車の排気管内にプローブ（一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部）を【 ⑪ 】cm程度挿入して測定したものとする。〕及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素
ア 2サイクルの原動機を備えた自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	4.5%	100万分の7,800
イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車	3.0%	100万分の【 ⑫ 】
ウ 4サイクルの原動機を備えた軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	【 ⑬ 】%	100万分の500
エ 定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊又は小型特殊自動車	1%	100万分の500
オ アからエまでに掲げる自動車以外の自動車	【 ⑭ 】%	100万分の【 ⑮ 】

問題11 次の1から15について、道路運送車両の保安基準、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び自動車検査独立行政法人審査事務規程に照らして、適合するもの又は正しいものには○を、適合しないもの又は正しくないものには×を答案用紙に記入しなさい。

1. 自動車に備えられた灯火器を確認したところ破損があったので、破損箇所を透明な粘着テープで補修し、保安基準に適合と判断した。
2. 軸距2.3mの小型乗用自動車（乗車定員5人）を最低地上高が低くなるような改造が行われていたため、最低地上高を測定したところ、軸距間に位置する排気管の下端部分が最も低く、地上高8.5cmであった。  
当該自動車にアンダーカバー等は装着されていないことから、当該自動車の最低地上高の基準は9cmが適用されるので、測定値の1cm未満を四捨五入し、保安基準に適合と判断した。
3. 自動車の軸重は、11トン（けん引自動車のうち告示で定めるものにあつては11.5トン）を超えてはならない。



4. 小型二輪自動車に装着されたタイヤの接地部に施された滑り止めの溝の深さについて測定したところ、タイヤの接地部の全幅にわたり、いずれの部分においても1.0mmであったので保安基準に適合と判断した。
5. 車両総重量が3,000kg、最大積載量が750kgの小型貨物自動車に装着された軽合金製ディスクホイールに、「軽合金製ディスクホイールの技術基準」に基づく「JWL-T」マークの表示はなかったが、同基準に基づく「JWL」マークが鋳出しにより表示されており、損傷がなかったため、保安基準に適合と判断した。
6. 平成25年6月に製作された四輪の小型乗用自動車のかじ取り車輪をサイドスリップ・テスタを用いて計測した場合の横すべり量が、走行1mについて4.5mmであったので保安基準に適合と判断した。
7. 自動車のかじ取り装置を確認したところ、タイロッドに損傷があったので溶接により修理し、保安基準に適合と判断した。
8. 自動車、自動車の装置等の盗難を防止するための装置が備えられていることを表示する標識が、当該自動車の助手席側面ガラスに貼付されていたが、標識の上縁の高さがその附近のガラス開口部の下縁から100mm、標識の前縁がその附近のガラス開口部の後縁から110mmの位置であったため、保安基準に適合と判断した。
9. 平成22年10月に製作された小型二輪自動車の騒音防止装置が変更されていたため確認したところ、消音器には指定自動車等の製作者の商号又は商標などの表示は一切なかったが、音量計で測定した近接排気騒音値は92dBであったので保安基準に適合と判断した。
10. 排出ガス識別記号「DAA」（平成17年排出ガス規制車）のハイブリッド自動車は、電動機のみで走行できるのでアイドリング状態の排出ガスについて検査する必要はない。
11. 排出ガス識別記号「LDF」（平成21年排出ガス規制車）の無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定について、オパシメータにより測定を行ったところ、1回目の測定値が $0.00\text{m}^{-1}$ であったので、2回目と3回目の測定を行わず保安基準に適合と判断した。
12. 平成10年10月に製作された二輪自動車に備える走行用前照灯及びすれ違い用前照灯は、原動機が作動している場合に常にいずれかが点灯している構造でなければならない。
13. 平成22年8月に製作された長さ4.6mの小型乗用自動車の後面に備える方向指示器について照明部の面積を測定したところ、 $20\text{cm}^2$ であったため保安基準に適合と判断した。

14. 自動車の後面に白色の反射器が備えられていたが、後面の他の位置に保安基準に適合する赤色の後部反射器が備えられていたので保安基準に適合と判断した。
15. 平成19年1月に製作された右ハンドルの普通乗用自動車には、運転者が運転者席において高さ1 m直径30cmの円柱であって、当該自動車の前面から0.3m前方にある鉛直面及び当該自動車の左側面から0.3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接している障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。

# 解答選択用紙

○ 問題 1 の選択欄 (2回以上の選択可)

ア. 15	イ. 30	ウ. 45	エ. 改造	オ. 業務	カ. 検査
キ. 作業	ク. 整備	コ. 着色	サ. 貼付	シ. 点検	ス. 被覆
セ. 表示	ソ. 安全性	タ. 軽車両	テ. 公共性	ト. 使用者	
ナ. 所有者	ニ. 利便性	ネ. 技術基準	ノ. 軽自動車	ハ. 検査標章	
ヒ. 指定事業	フ. 整備事業	ヘ. 点検基準	ホ. 認証事業		
ミ. 保安基準	ム. 自動車検査証	モ. 点検整備済標章			
ヤ. 限定自動車検査証	ヨ. 自動車予備検査証				

○ 問題 4 の選択欄 (2回以上の選択可)

ア. 一致	イ. 役務	ウ. 記載	エ. 記名	オ. 公務	カ. 検査
キ. 重複	ク. 整備	コ. 提示	サ. 提出	シ. 点検	ス. 会社組織
セ. 管理組織	ソ. 保険期間	タ. 有効期間	テ. 依頼者	ト. 使用者	
ナ. 所有者	ニ. 黒煙測定器	ネ. 整備主任者	ノ. 自動車検査員		
ハ. 速度計試験機	ヒ. 事業場管理責任者	フ. 指定自動車整備事業者			
ヘ. 自動車分解整備事業者	ホ. 優良自動車整備事業者	ミ. オパシメータ			
ム. スキャンツール	モ. トーイン・ゲージ	ヤ. フリー・ローラ			
ヨ. シャンダイナモメータ	ラ. サイドスリップ・テスタ				

○ 問題 7 の選択欄 (2回以上の選択可)

ア. -5	イ. 0	ウ. 5	エ. 48	オ. 50	カ. 51	キ. 54
ク. 68	コ. 71	サ. 92	シ. 160	ス. 165	セ. 170	ソ. 245
タ. 250	テ. 405	ト. 415	ナ. 1,250	ニ. 1,255	ネ. 1,745	ノ. 1,750
ハ. 1,755	ヒ. 1,760	フ. 1,865	ヘ. 1,870	ホ. 1,875	ミ. 1,880	ム. 1,960
モ. 2,490	ヤ. 2,600	ヨ. 2,650	ラ. 3,625	ル. 4,000		

○ 問題8の選択欄（2回以上の選択可）

ア. 0.17	イ. 0.23	ウ. 0.25	エ. 0.27	オ. 0.66	カ. 0.78	キ. 0.87
ク. 0.98	コ. 1.66	サ. 1.95	シ. 1.96	ス. 2.08	セ. 3.69	ソ. 3.92
タ. 4.34	テ. 4.90	ト. 4.95	ナ. 5.81	ニ. 6.17		
ネ. 合格	ノ. 不合格					

○ 問題9の選択欄（2回以上の選択可）

ア. 10	イ. 12	ウ. 20	エ. 29.1	オ. 30	カ. 31.0	キ. 40
ク. 42.5	コ. 44.4	サ. 50	シ. 60	ス. 70	セ. 90	ソ. 100
タ. 110	テ. 150	ト. 160	ナ. 200	ニ. 230	ネ. 270	ノ. 280
ハ. 450	ヒ. 550	フ. 600	ヘ. 700	ホ. 1,200	ミ. 5,000	ム. 6,400

○ 問題10の選択欄（2回以上の選択可）

ア. 0.50	イ. 0.60	ウ. 0.80	エ. 1	オ. 2	カ. 3.0	キ. 4.5
ク. 10	コ. 25	サ. 35	シ. 40	ス. 50	セ. 60	ソ. 75
タ. 85	テ. 94	ト. 96	ナ. 100	ニ. 103	ネ. 250	ノ. 300
ハ. 500	ヒ. 1,000	フ. 1,200	ヘ. 1,500	ホ. 2,000		
ミ. 除去	ム. 改造	モ. 切断	ヤ. 最大値	ヨ. 平均値	ラ. 減速走行	
ル. 加速走行						